



第3次

伊方町地球温暖化対策実行計画

(改訂版)

令和5年3月

伊 方 町



目次

I. 計画の概要	1
1. 計画の背景	1
2. 計画の目的	2
3. 計画の期間	2
4. 計画の対象	3
II. 温室効果ガス削減目標	4
1. 短期目標	4
2. 長期目標	5
III. 温室効果ガス排出状況	6
1. 温室効果ガス排出状況	6
2. 排出源別の排出状況	7
3. 施設分類別の排出状況	10
IV. 温室効果ガス削減への取り組み	12
1. 取り組みの方針	12
2. 具体的な取り組み	12
V. 推進・点検体制および進捗状況の公表	16
1. 推進体制	16
2. 点検体制	16
3. 計画の見直し	16
4. 進捗状況の公表	16
5. 体制図	17



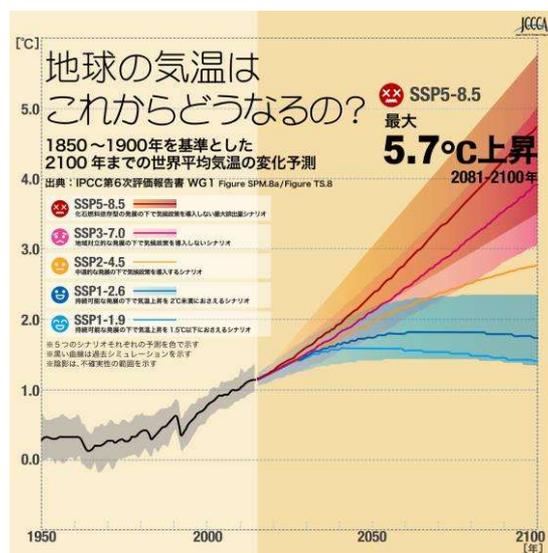
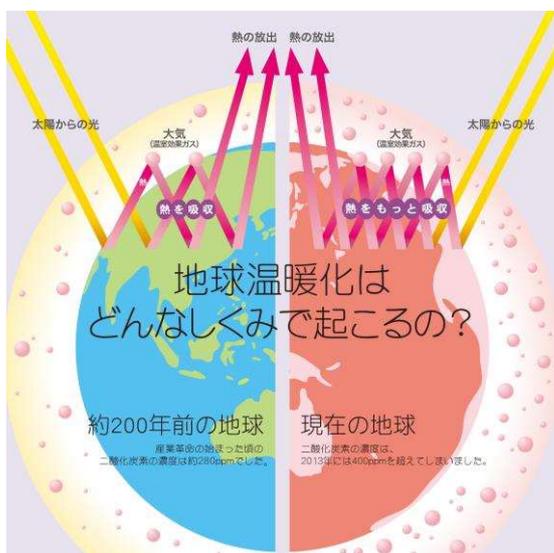
I. 計画の概要

1. 計画の背景

近年、地球温暖化による人々の生活への影響が深刻となっており、海水面の上昇や異常気象の増加、生態系や農業生産および水資源への甚大な被害等が発生しています。地球温暖化とは、太陽からの日射が透過し、地表面から放射する熱を温室効果ガスが吸収することで大気が暖められ、地球全体の平均気温が上昇する現象のことをいいます。特に、近年は産業活動が活発になり、二酸化炭素やメタン、フロン類等の温室効果ガスが大量に排出されたことにより、地球温暖化が深刻な課題となっています。

このような状況の中、平成 28 (2016) 年には、地球温暖化対策に関する国際的な枠組みである「パリ協定」が発効され、これに伴い日本では令和 2 (2020) 年に「2050 年カーボンニュートラル宣言」が発表されました。「2050 年カーボンニュートラル宣言」では、令和 32 (2050) 年までに脱炭素社会を実現し、温室効果ガスの排出量を実質ゼロにすることが目標とされています。この実現を法律に明記し、脱炭素化に向けた取り組みを加速させるため、日本政府は令和 3 (2021) 年に「地球温暖化対策の推進に関する法律（地球温暖化対策推進法）」を改正しました。

この法律に基づき、地方公共団体は事務事業に伴う温室効果ガス排出量の削減等のための措置に関する計画である「地方公共団体実行計画（事務事業編）」を策定するものとされています。本町も、平成 24 (2012) 年に「伊方町地球温暖化対策実行計画」を策定し、事務事業に伴う温室効果ガスの削減に取り組んできました。これからは、脱炭素化の流れの中で、国の中長期的な温室効果ガス削減目標も見据えつつ、より積極的に地球温暖化対策を推進します。



出典) 全国地球温暖化防止活動推進センターホームページ

図1 地球温暖化の仕組み（左）と影響（右）

2. 計画の目的

2050年カーボンニュートラルの実現に向けて、伊方町の事務事業に関し、事業者および消費者としての立場から、温室効果ガス排出抑制などの措置により地球温暖化対策の推進を図るとともに、環境への負荷の低減を図ることを目的としています。

3. 計画の期間

第2次計画が令和3（2021）年度で最終年度を終え、地球温暖化対策を継続的に推進していくため、第3次計画の策定に至りました。

本計画の期間は令和4（2022）年度～令和8（2026）年度の5年間とし、この間の実績や社会情勢の動向等を踏まえ見直しを行っていきます。また、計画期間の最終年度である令和8（2026）年度の目標を短期目標と位置づけ、さらに国の2050年カーボンニュートラル宣言を踏まえた長期目標として、令和12（2030）年度および令和32（2050）年度までに目指す温室効果ガス排出量の目標を長期目標として位置づけます。なお、長期目標の基準年度は地球温暖化対策計画に基づき、平成25（2013）年とします。また、計画期間中であっても、計画の前提が大きく変わるような国政や社会情勢、法規制等の変化が生じた場合には、必要に応じて計画の目標や取組等について見直しを行うものとします。

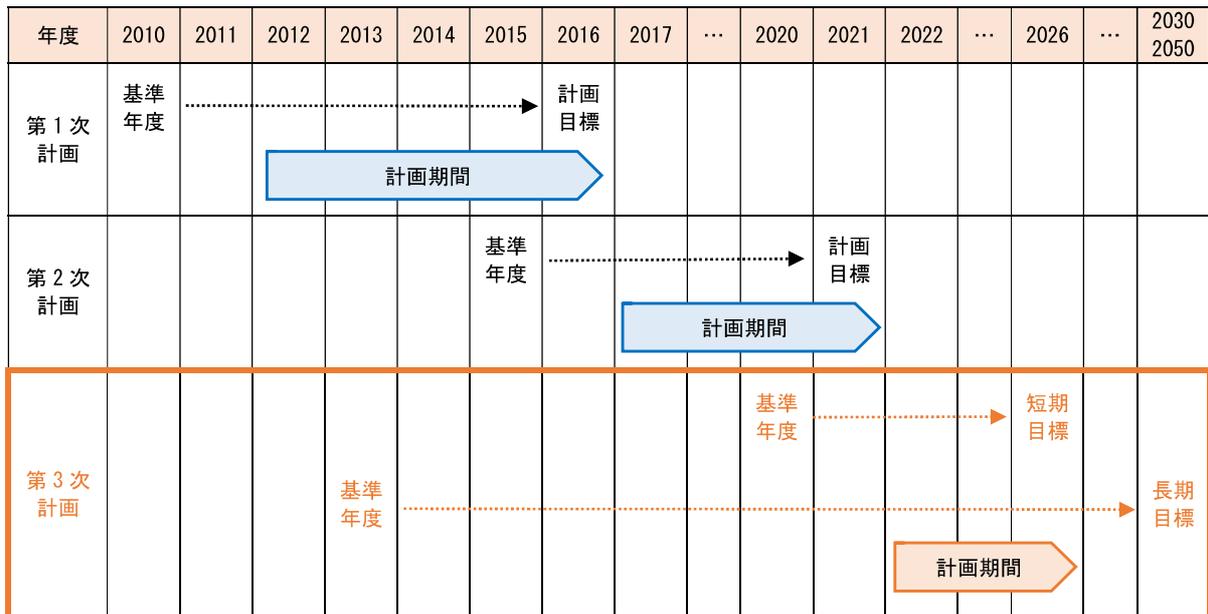


図2 計画の期間

4. 計画の対象

(1) 対象とする施設

本計画では、伊方町が直接行う全ての事務・事業を対象としますが、指定管理者制度等により実施するものについては、対象範囲に含みません。

また、基準年以降に建設等により増設した施設等については、計画に基づく取り組みは進めますが、数値目標による進行管理は行いません。

表1 目標対象施設

目標対象施設 ※町が直接行う 全ての事務・事業	庁舎・保育所・診療所・保健センター・ゴミ処理施設・斎場・公園・ 上下水道施設・小中学校・公民館・体育施設・文化施設・公用車 等
目標対象外施設	● 伊方町スポーツセンターや亀ヶ池温泉等、指定管理者制度等により委任している施設 等 ● 基準年度（令和2（2020）年度）以降に建設等により増設された施設 等

(2) 対象とする温室効果ガス

法律により定められた削減対象となる温室効果ガスは、二酸化炭素（CO₂）、メタン（CH₄）、一酸化二窒素（N₂O）、ハイドロフルオロカーボン（HFC）、パーフルオロカーボン（PFC）、六フッ化硫黄（SF₆）の6物質ですが、我が国から排出される温室効果ガスの約93%が二酸化炭素（CO₂）であることから、本計画では二酸化炭素（CO₂）のみを対象とします。

(3) 温室効果ガス排出要因

本計画では温室効果ガスの排出源を、電気、軽油、ガソリン、A重油、灯油、石油ガスに分類し、排出源別に目標設定や温室効果ガス削減に向けた取り組みを設定します。また、各排出源の温室効果ガス排出要因は以下の通りとします。

表2 温室効果ガス排出要因

排出源	温室効果ガス排出要因
電気	各施設での電気の使用
軽油	公用車（給食配送車、スクールバス、塵芥処理車等）の運行
ガソリン	公用車（上記以外）の運行
A重油	各給食センターのボイラー使用 等
灯油	小中学校や保育所の空調使用、斎場の使用
石油ガス	各施設でのガスの使用



Ⅱ. 温室効果ガス削減目標

1. 短期目標

これまでの事務事業における温室効果ガス排出量の推移を踏まえて、引き続きゼロカーボンに向けた取り組みを実施していくことを想定して、排出量削減の短期目標を以下の通り設定しました。

表3 温室効果ガス削減目標（短期）

排出源	基準年度	目標年度	
	2020年	2026年	
	排出量	排出量	削減率（2020年比）
電気	2,193 t-CO ₂	1,434 t-CO ₂	35 %
軽油	138 t-CO ₂	125 t-CO ₂	9 %
ガソリン	106 t-CO ₂	82 t-CO ₂	22 %
灯油	26 t-CO ₂	21 t-CO ₂	19 %
石油ガス	25 t-CO ₂	24 t-CO ₂	6 %
合計	2,488 t-CO ₂	1,686 t-CO ₂	32 %

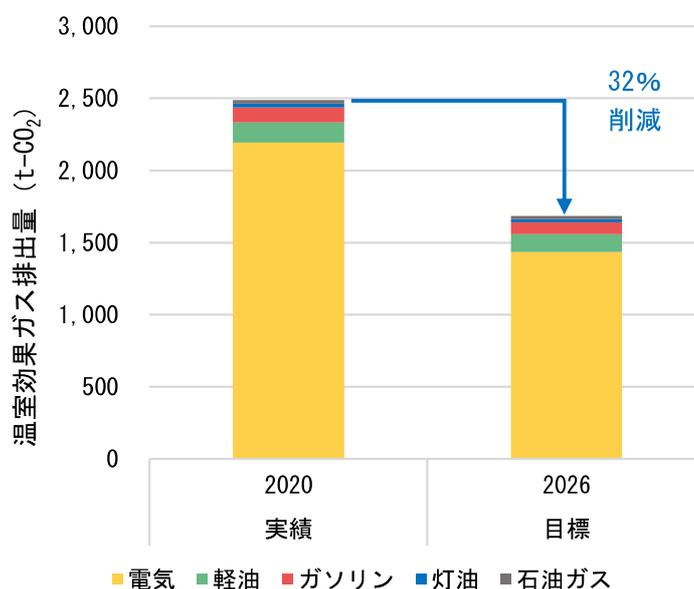


図3 温室効果ガス削減目標（短期）

2. 長期目標

これまで「伊方町地球温暖化対策実行計画」で設定していた短期目標とあわせて、国の 2050 年カーボンニュートラル宣言を踏まえた長期目標として、令和 12（2030）年度および令和 32（2050）年度までに目指す温室効果ガス排出量の削減目標を以下の通り設定しました。

表 4 温室効果ガス削減目標（長期）

排出源	基準年度	目標年度			
	2013 年	2030 年		2050 年	
	排出量	排出量	削減率 (2013 年比)	排出量	削減率 (2013 年比)
電気	3,233 t-CO ₂	1,325 t-CO ₂	59 %	925 t-CO ₂	71 %
軽油	194 t-CO ₂	118 t-CO ₂	39 %	88 t-CO ₂	55 %
ガソリン	149 t-CO ₂	77 t-CO ₂	48 %	58 t-CO ₂	61 %
A 重油	38 t-CO ₂	-	-	-	-
灯油	38 t-CO ₂	20 t-CO ₂	48 %	15 t-CO ₂	61 %
石油ガス	21 t-CO ₂	21 t-CO ₂	0 %	16 t-CO ₂	23 %
合計	3,673 t-CO₂	1,561 t-CO₂	57 %	1,102 t-CO₂	70 %

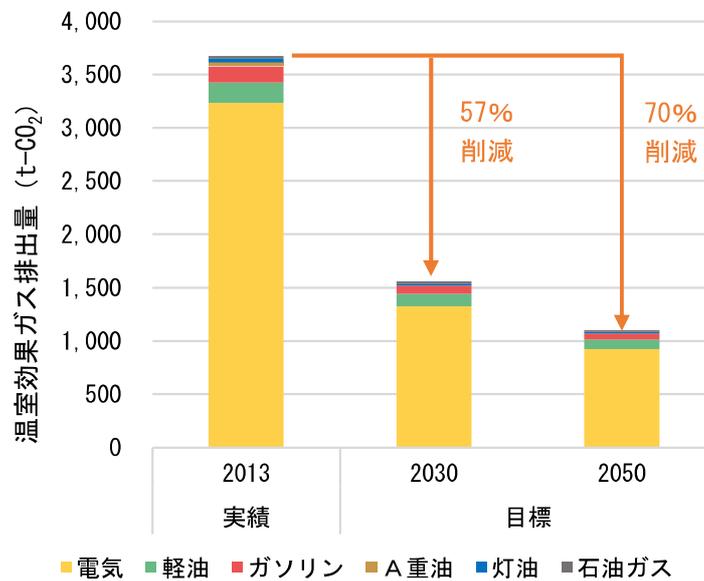


図 4 温室効果ガス削減目標（長期）



Ⅲ. 温室効果ガス排出状況

1. 温室効果ガス排出状況

平成 25 (2013) 年以降、温室効果ガスの排出量は減少傾向にあり、令和 3 (2021) 年では平成 25 (2013) 年比で 51%の削減、令和元 (2020) 年比で 27%の削減となっています。また、温室効果ガス排出量の約 85%が電気使用によるものであることから、伊方町では特に電気削減に向けた取り組みが重要となります。

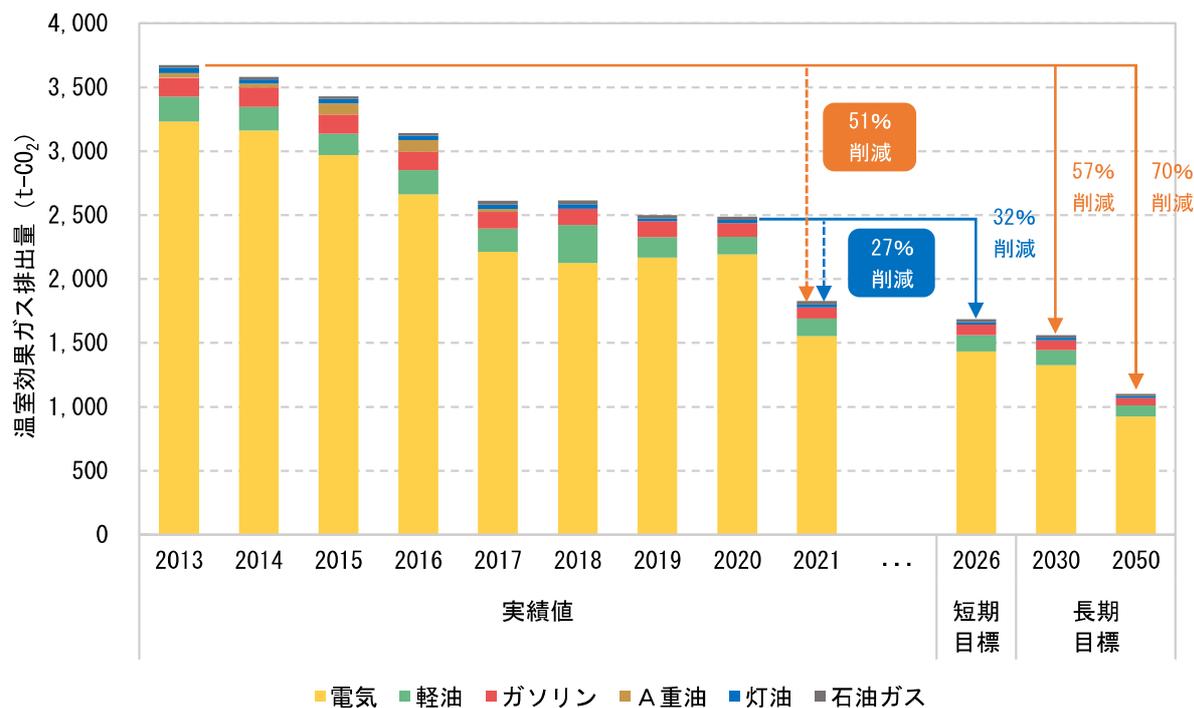


図 5 温室効果ガス排出量

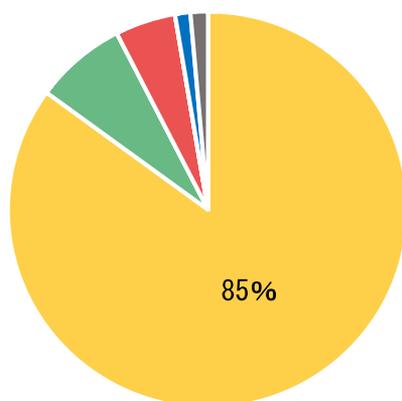


図 6 排出源別排出量割合 (2021 年)

2. 排出源別の排出状況

(1) 電気利用による温室効果ガス排出状況

平成 25 (2013) 年以降、温室効果ガスの排出量は減少傾向にあり、令和 3 (2021) 年では平成 25 (2013) 年比で 52%の削減、令和元 (2020) 年比で 29%の削減となっています。今後も LED ライトの導入や省エネ機器の活用等によりさらなる削減が期待されます。

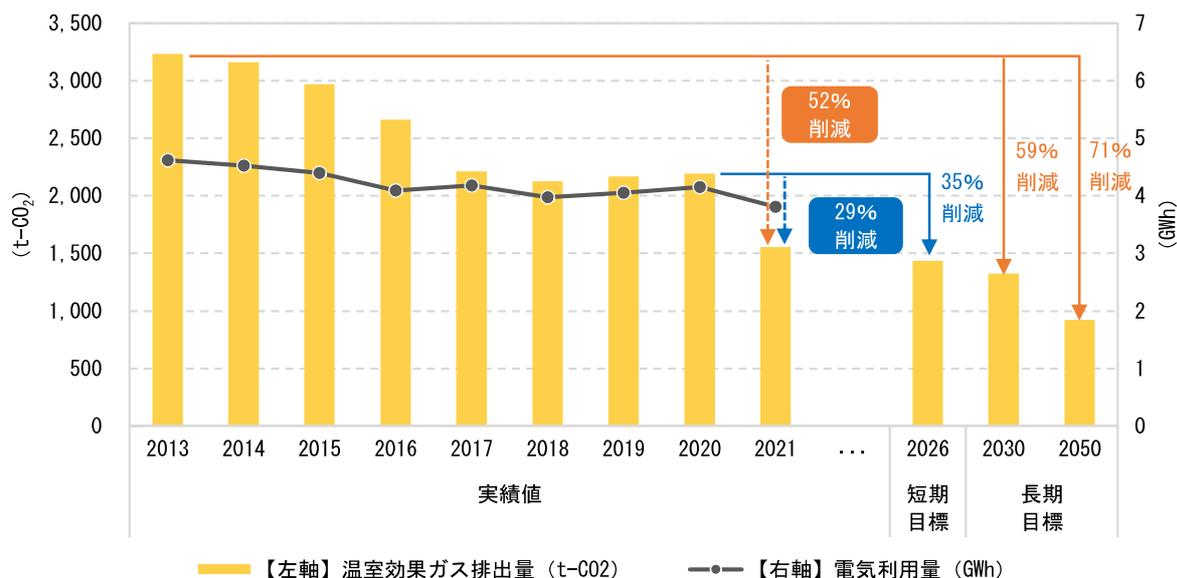


図 7 電気利用による温室効果ガス排出量

(2) 軽油利用による温室効果ガス排出状況

令和 3 (2021) 年では平成 25 (2013) 年比で 30%の削減、令和元 (2020) 年比で 2%の削減となっています。今後も継続的なエコドライブの推進等により軽油使用量の削減が求められます。

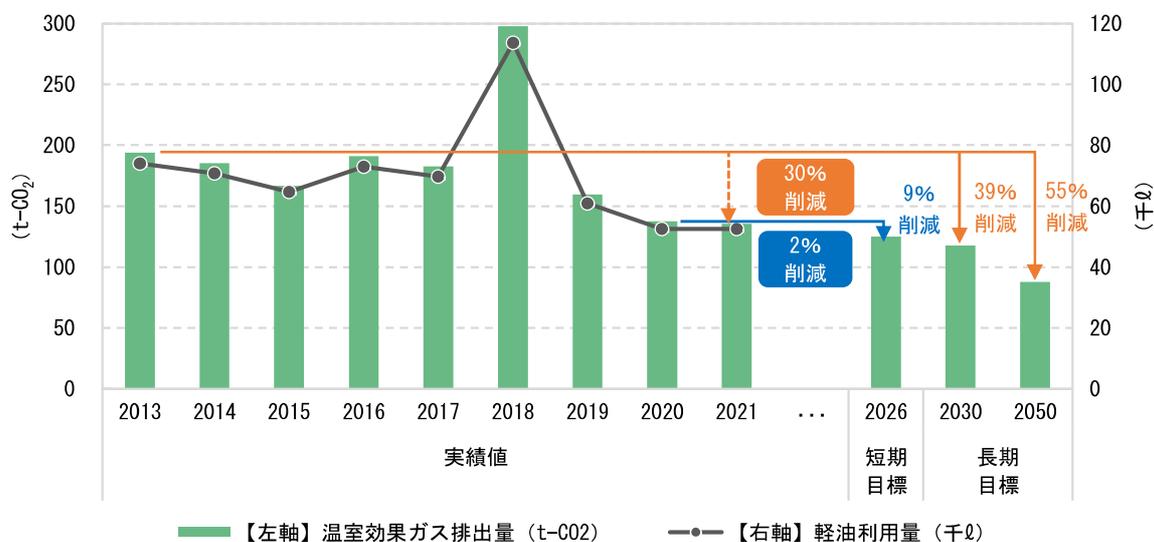


図 8 軽油利用による温室効果ガス排出量

(3) ガソリン利用による温室効果ガス排出状況

平成 26 (2014) 年以降は温室効果ガスの排出量が減少傾向となっています。なお、令和 3 (2021) 年の温室効果ガス排出量は平成 25 (2013) 年比で 40%の削減、令和元 (2020) 年比で 16%の削減となっています。

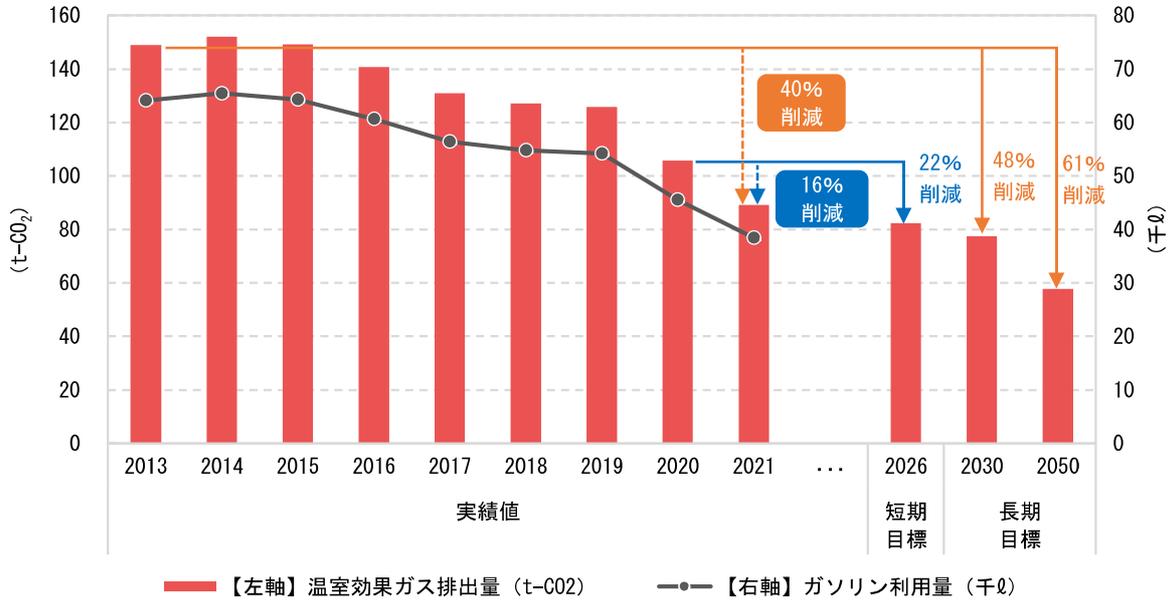


図 9 ガソリン利用による温室効果ガス排出量

(4) 灯油利用による温室効果ガス排出状況

平成 30 (2018) 年度に町内の 8 件の小中学校で空調設備が整備されたことから、平成 31 (2019) 年に温室効果ガス排出量が大きく減少しています。なお、令和 3 (2021) 年では平成 25 (2013) 年比で 40%の削減、令和元 (2020) 年比で 12%の削減となっています。

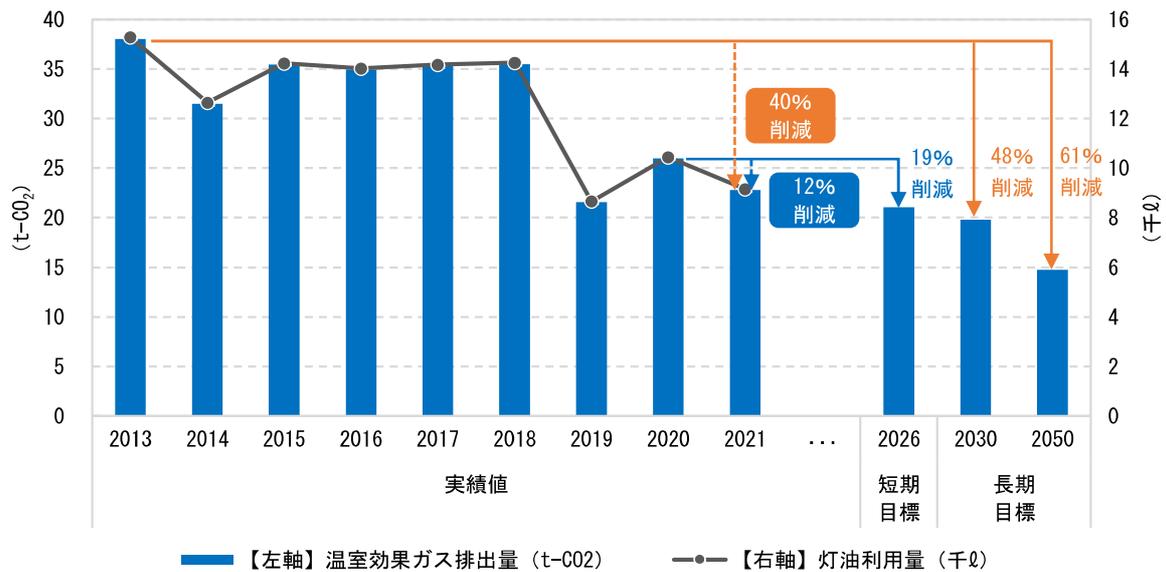


図 10 灯油利用による温室効果ガス排出量

(5) 石油ガス利用による温室効果ガス排出状況

令和 3 (2021) 年の温室効果ガス排出量は平成 25 (2013) 年比で 20% の増加、令和元 (2020) 年比で 2% の増加となっています。他の排出源と比較すると温室効果ガスの排出量はわずかですが、日常的な節約等により、少しでも削減が求められます。

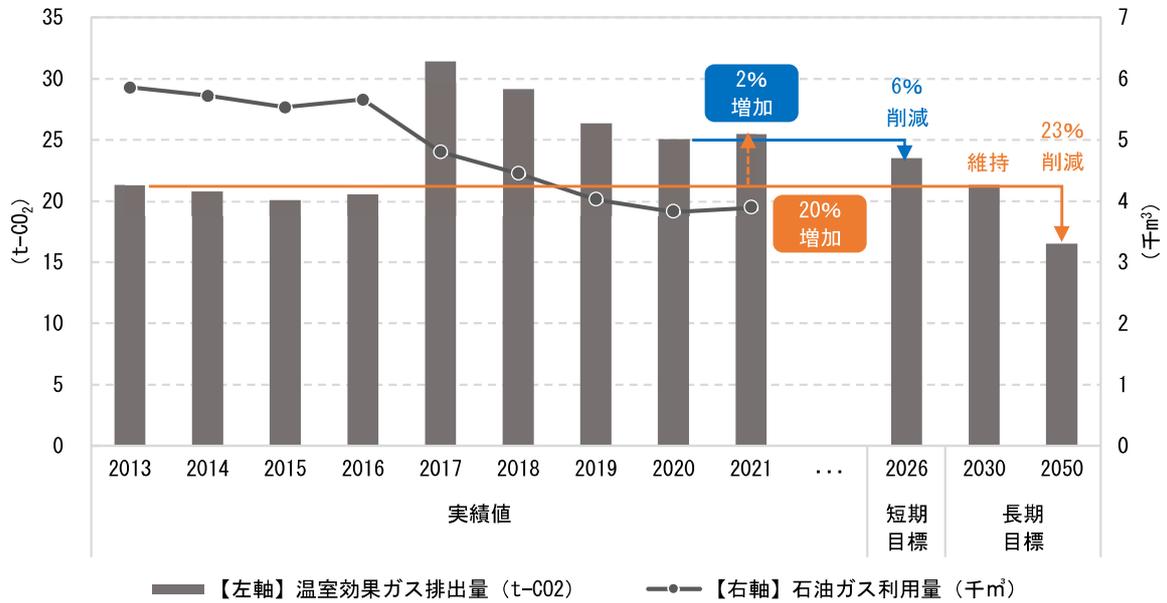


図 11 石油ガス利用による温室効果ガス排出量

3. 施設分類別の排出状況

本計画の対象施設を施設分類ごとに分け、令和3（2021）年度における温室効果ガス排出量を集計しました。集計結果を図12に示し、施設分類の定義、例を表5に示します。その結果、行政施設の値が最も大きくなったことから、特に対策が必要な施設分類であると考えられます。また、多くの施設で電気利用による温室効果ガス排出量が大きな割合を占める一方で、小中学校施設、行政施設、廃棄物処理施設では軽油やガソリンの利用によって一定程度の温室効果ガスが排出されています。したがって、これらの施設では、電気使用量の削減のみではなく、軽油やガソリン使用量の削減も必要と考えられます。

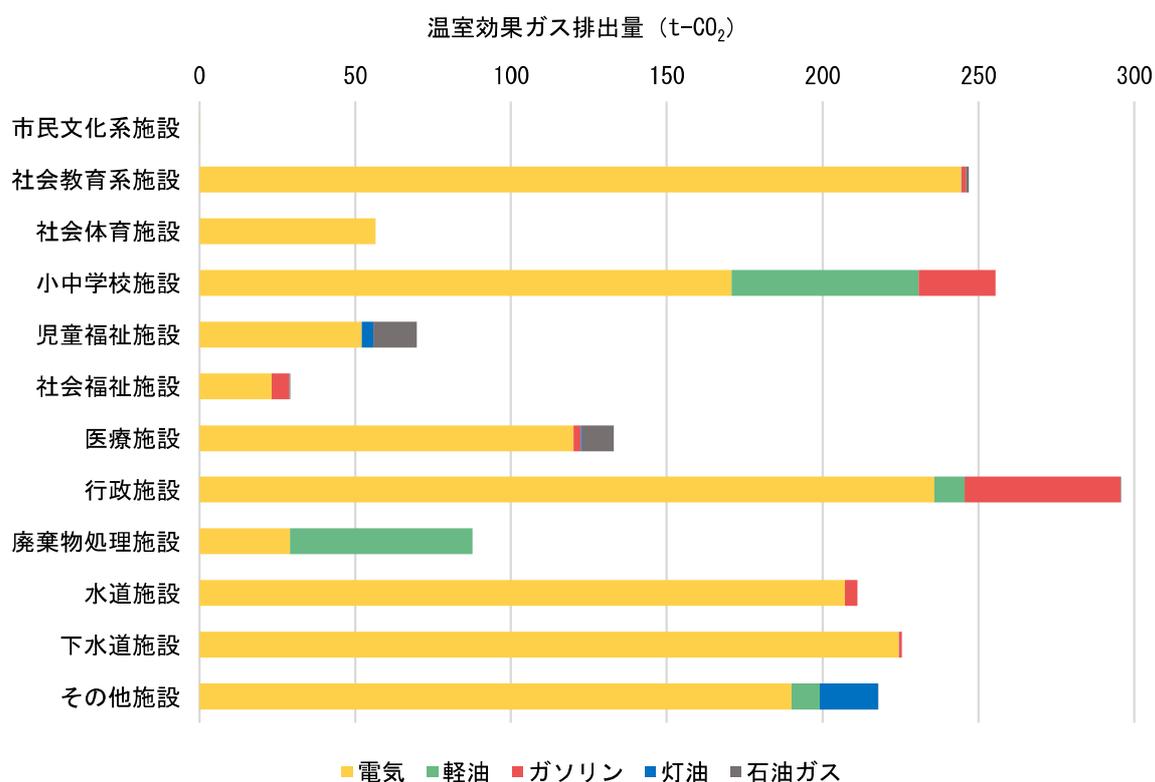


図12 施設分類別の温室効果ガス排出量（令和3年度）

表 5 施設分類の定義・例

施設分類	施設の定義	対象施設の例
市民文化系施設	<ul style="list-style-type: none"> ● 主に集会を目的として貸し出される施設 ● 主に文化芸術の創造・発信の拠点、または地域住民の文化芸術活動の場として活用されている施設 	<ul style="list-style-type: none"> ● 集会所 ● コミュニティセンター
社会教育系施設	<ul style="list-style-type: none"> ● 講座の開設、講習会の開催など多様な学習機会の提供により、住民の供用の向上等を目的とした施設 ● 図書・記録等の資料の収集・保管、利用者への閲覧を目的とした施設 ● 価値のある事物・資料・作品等の収集・保存、専門職員による研究、来訪者向けの展示を目的とした施設 ● 青少年のために団体宿泊訓練又は各種の研修を行い、あわせてその施設を青少年の利用に供することを目的とした施設 ● 女性又は女性教育指導者のために各種研修又は情報提供等を行い、あわせてその施設を女性の利用に供することを目的とした施設 	<ul style="list-style-type: none"> ● 公民館 ● 町民会館 ● 生涯学習センター
社会体育施設	<ul style="list-style-type: none"> ● 一般の利用に供する目的で地方公共団体が設置した屋内体育施設 	<ul style="list-style-type: none"> ● 武道館 ● 地区体育館 ● スポーツセンター
小中学校施設	<ul style="list-style-type: none"> ● 学校教育法に基づく公立の小中学校、義務教育学校、中等教育学校 	<ul style="list-style-type: none"> ● 校舎 ● 屋内運動場 等
児童福祉施設	<ul style="list-style-type: none"> ● 保育所、認定こども園、助産施設、乳児院、母子生活支援施設、児童厚生施設、児童養護施設、障害児入所施設、児童発達支援センター、児童心理治療施設、児童自立支援施設、児童家庭支援センター 等 	<ul style="list-style-type: none"> ● 保育所
社会福祉施設	<ul style="list-style-type: none"> ● 社会福祉を目的として設置された施設 	<ul style="list-style-type: none"> ● 保健センター ● デイサービスセンター
医療施設	<ul style="list-style-type: none"> ● 医療法に基づく病院、診療所 	—
行政施設	<ul style="list-style-type: none"> ● 地方公共団体の機関（都道府県・市区町村の首長部局・議会・教育委員会などの行政委員会・地方公営企業及び一部事務組合・広域連合）が入居する施設 	<ul style="list-style-type: none"> ● 庁舎 ● 支所
廃棄物処理施設	<ul style="list-style-type: none"> ● 廃棄物の処理及び清掃に関する法律に基づく廃棄物処理施設 	<ul style="list-style-type: none"> ● 一般廃棄物最終処分場 ● リサイクルセンター 等
水道施設	<ul style="list-style-type: none"> ● 人の飲用に適する水及び工業の用に供する水の供給を目的として設置された施設 	<ul style="list-style-type: none"> ● 浄水場 ● ポンプ場 等
下水道施設	<ul style="list-style-type: none"> ● 下水（汚水・雨水）の排除・処理を目的として設置された施設 	<ul style="list-style-type: none"> ● 下水処理施設 等
その他施設	<ul style="list-style-type: none"> ● 上記の分類には含まれない建築物 	<ul style="list-style-type: none"> ● 斎場 ● 給食センター 等



IV. 温室効果ガス排出削減への取り組み

1. 取り組みの方針

本計画の目標の達成および一事業者、一消費者としての立場から環境負荷の低減を図るために、温室効果ガス排出量削減等に取り組む方針を次のとおり定めます。

- ◆ 財（物品）やサービス（役務）の購入等に当たっては、環境に配慮した物品等の調達に努め、また、その使用に当たっても、温室効果ガスの排出の抑制等に配慮します。
- ◆ 施設の建築や設備の改修等に当たっては、環境配慮型設備の導入に努めるとともに、温室効果ガスの排出の少ない施工の実施を図り、周囲の環境に与える影響に配慮します。
- ◆ エネルギーの使用や廃棄物の排出の抑制に努め、その管理を徹底するとともに、職員一人ひとりの環境保全に対する意識の向上を図ります。

2. 具体的な取り組み

取り組みの方針に基づき、町が事務・事業を実施する際の具体的な取り組み内容を以下のとおり定め、全庁において積極的に実施することとします。

（1）モノ（財）やサービス（役務）の購入等について

財またはサービス（以下「物品等」という。）を調達する際は、「国等による環境物品等の調達の推進等に関する法律」（グリーン購入法）第6条第2項第2号に規定する特定調達物品として「環境物品等の調達の推進に関する基本方針」（以下「基本方針」という。）に掲げられた基準を満たす物品等を可能な限り選択することを基本とし、基本方針に定められていない場合や、やむを得ず基本方針以外の物品等を選択せざるを得ない場合には、可能な限り環境に配慮した物品等を選択することとします。また、以下の点にも留意します。

- ① 本当に必要なものか、購入しなくてよい方法はないか等を事前に考えてから購入します。
- ② 長期間、安心・安全に使用できるものを選択します。
- ③ 製品の使用段階や使用後の廃棄段階等のライフサイクルで、環境負荷がより小さく、環境改善効果がより大きいものを選択します。
- ④ 必要最小限の数量を購入します。
- ⑤ 職場で共有可能な文具類等は、購入を控えます。

(2) 施設の新築や改修等に当たっての取り組み

- ① 施設を改築する際は断熱性能の向上や省エネ設備への切り替えを図る等、省エネルギー対策を徹底します。
- ② 緑化等による二酸化炭素の吸収に取り組みます。
- ③ 雨水利用等による節水に取り組みます。
- ④ 設置可能な建築物に太陽光発電等の自然エネルギーを活用した設備を設置します。
- ⑤ 新築する施設について、ZEB化が可能な施設はZEB化にします。
- ⑥ 工事の実施にあたっては、施工箇所周辺の環境に及ぼす影響を考慮し、環境負荷の少ない施工方法を採用します。
- ⑦ 施設の新設や改修、解体において発生する建設副産物（建設廃棄物）の発生を抑制し、再利用に努めます。

(3) 電気使用量の削減等

◎ 照明に関すること

- ① 効果的・計画的な事務処理に努め、夜間の残業を削減し、照明の点灯時間・点灯箇所の削減を図ります。
- ② 昼休みの消灯や時間外の不必要箇所の消灯を行います。
- ③ 会議室や更衣室、トイレ等、利用者がいない場合は消灯します。
- ④ 照明器具の交換時にはLEDライトにします。

◎ OA機器に関すること

- ① 省エネルギーな低電力モードを有効活用します。
- ② 使用頻度の低いOA機器は、使用時のみ電源を入れます。
- ③ 勤務時間以外は、業務に支障がない範囲で電源を切ります。

◎ 空調機に関すること（機器の利用に燃料を使用する場合も同じ取扱いとします。）

- ① 空調機は、冷房時28℃、暖房時20℃を目安にします。
- ② 昼休みや就業時間以外は、空調機を使用しません。
- ③ 会議室等では、会議の始まる直前まで空調機を使用しません。
- ④ 夏季はブラインドやカーテンの利用、冬季は自然光を取り入れる等、生活の中での工夫で空調負荷の低減に取り組みます。
- ⑤ 「クールビズ」や「ウォームビズ」を実施します。

◎ その他共通事項

- ① 退庁時に身の回りの電気機器の電源を切ります。
- ② 身の回りの電気設備を使用していない時はコンセントを抜く等、日常的に節電を心がけて行動します。
- ③ エレベータは、荷物がある場合や体調不良時等の体調に応じてのみ利用します。
- ④ 窓際の整理整頓を行い、自然光の採光や通風の確保に支障のないようにします。
- ⑤ 2030年度・2050年度の温室効果ガス削減目標の達成に向けて、再生可能エネルギー電力の調達を検討します。

(4) 公用車燃料使用量の削減等（ガソリン・軽油の削減）

- ① 運転前に行先を充分確認し、効率的な運行に努めます。
- ② 経済速度での運転を心掛け、急発進・急加速の回避、アイドリングストップを徹底します。
- ③ 暖気運転は、必要以上行いません。また、停車時や公用車から離れる時等、短時間でも必ずエンジンを切り無駄なアイドリングを控えます。
- ④ 排気ガスの削減するために、車両を適正に整備・管理します。
- ⑤ 給油時には、タイヤの空気圧をチェックします。
- ⑥ 荷物がある場合や、やむを得ない場合を除き、近距離（500m 以内）は使用しません。
- ⑦ 出張等の遠距離移動の場合、公共交通機関の利用や乗り合わせで移動します。
- ⑧ 公用車ごとの走行距離・燃費等を把握する等、燃料使用量を細かく確認します。
- ⑨ 公用車の新規購入・更新時には、可能な限り環境負荷の少ない電動車（電気自動車等）を導入します。

(5) 化石燃料の削減（灯油・石油ガスの削減）

- ① ガスコンロの火は、鍋ややかん等の大きさに合わせて調節します。
- ② お湯を沸かすときは、瞬間湯沸し器等のお湯を利用し、必要最小限のお湯を沸かします。
- ③ 化石燃料を使用する設備を適切に使用し、日常的に節約を心がけます。
- ④ 化石燃料を使用するストーブから電気ヒーターにする、IH にする等、化石燃料を使用する設備から電気で稼働する機器へ切り替えることで電化に取り組みます。

(6) 用紙類の削減等

- ① コピーや印刷は必要部数を事前に確認し、必要最小限の部数に留めます。
- ② 両面印刷や両面コピーを徹底し、用紙の削減に取り組みます。
- ③ 会議資料の電子化や、情報伝達・資料共有を電子メール・掲示板等を行うことにより、必要以上の紙使用の抑制やペーパーレス化に取り組みます。
- ④ 不要となったコピー用紙（ミスコピーや使用済文書等）については、再使用・再生利用を徹底します。
- ⑤ 印刷紙は、古紙混合率の高い再生紙を指定します。

(7) 水道使用量の削減

- ① 蛇口の開閉をこまめにする等、日常的に節水に取り組みます。
- ② 水量・水圧の調節、水漏れ点検等により水使用量のロスをなくします。
- ③ 自動水栓、感知式自動洗浄装置、節水コマ等の節水型機器を導入します。

(8) ゴミの減量、リサイクルについて

- ① プラスチックごみ等の廃棄物の 3R+Renewable に取り組みます。
- ② 使用済み封筒を積極的に活用し、郵便以外の形式的な封筒の使用を削減します。
- ③ ごみの分別廃棄を徹底します。
- ④ まだ使用できるモノが不要となった場合には、必要とする部署に管理換えを行うなどして、ごみの発生を抑制します。
- ⑤ 各部署から排出されるゴミの量を把握するための措置を講じます。

(9) 環境保全に関する意識向上、率先実行の推進

- ① 職員の環境保全や脱炭素に関する意識の向上を図るため、啓発活動に取り組みます。
- ② 職員が参加できる環境保全活動やセミナーについて、開催情報の周知や参加を促します。



V. 推進・点検体制および進捗状況の公表

1. 推進体制

本計画の目標を達成するためには、全庁的に本計画に掲げた取り組みを実施することが必要であり、計画を総合的かつ効果的に推進するにあたり、「推進本部」「推進担当者」「事務局」を設置します。

表 6 推進体制

体制	推進内容
推進本部	町長を本部長、副町長を副本部長とし、その他、管理職等の構成員をもって組織し、事務局、推進担当者を通して各職場に具体的な指示を出すとともに、計画の見直しおよび推進点検を行います。
推進担当者	各課等に1名以上の「推進担当者」を置きます。「推進担当者」は、温室効果ガスの排出削減への取り組みを率先的に実施することにより、所属職員に対し自覚を促すよう先導的な役割を担います。また、計画の推進および進捗状況を把握しつつ、事務局と点検し、各課等における計画の総合的な推進を図ります。
事務局	事務局を環境保全に係る課に置き、計画全体の推進および進捗状況を把握します。また、推進本部、推進担当者との連携・調整を図り総合的な進行管理を行います。

2. 点検体制

「事務局」は、「推進担当者」を通して定期的に進捗状況を把握し、「推進本部」において点検評価を行います。

3. 計画の見直し

計画期間中であっても、取り組みの進捗状況、社会情勢の動向や点検の結果を踏まえ、必要に応じて計画内容を随時見直しするものとします。

4. 進捗状況の公表

計画の進捗状況、点検評価結果および、直近年度の温室効果ガス排出量については、年1回町広報誌とホームページを活用して公表します。

5. 体制図

実施計画を推進していくために下図のような推進体制を構築し、計画に掲げた取組みについて効率的に推進することを目指します。

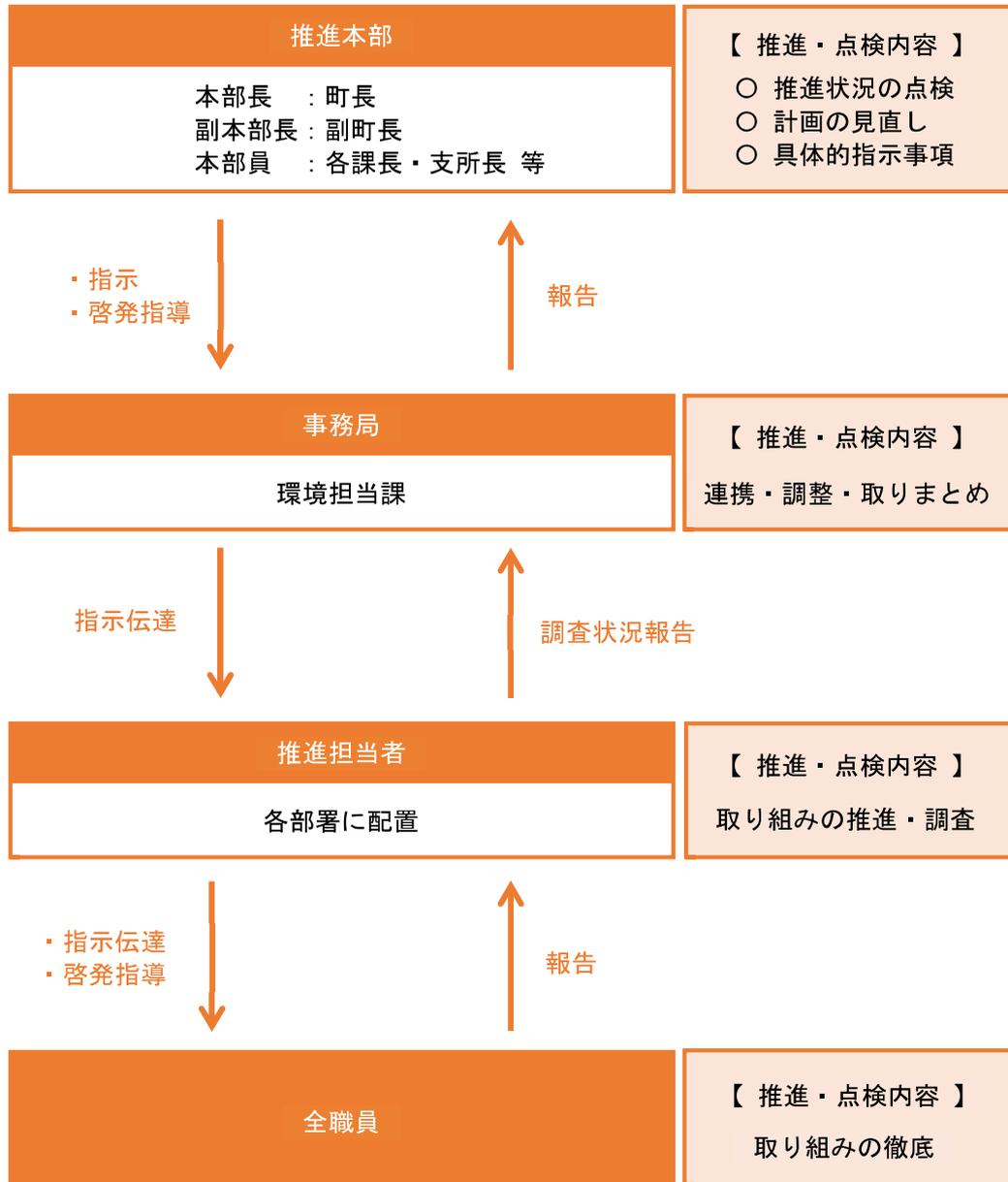


図 13 推進体制